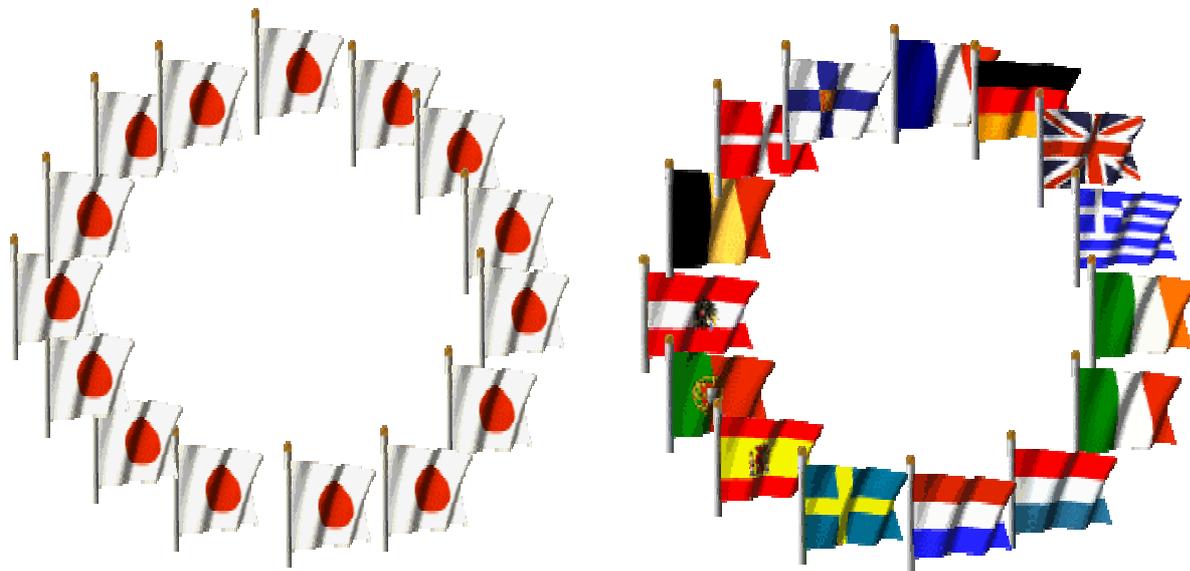


日・E U 規制改革対話

優先要望



2002年11月25日

EUの規制改革に関する日本側（優先）提案及びコメント

目次

（ページ）

日・EU規制改革対話全般	2
（A．分野横断的規制）	
1．商法・商慣行・競争.....	4
2．雇用.....	6
3．貿易・関税.....	7
4．情報・知的財産.....	8
（B．業種別規制）	
5．法律サービス.....	9
6．電気通信.....	10
7．金融サービス.....	12
8．自動車.....	13
（C．環境・食品安全関連規制）	
9．環境.....	14
（D．在留邦人に関する規制）	
10．運転免許.....	16
11．滞在・労働許可.....	18
12．社会保障.....	23
（別添）税制.....	24

対EU規制改革優先要望リストについて

昨年10月及び12月に我が国より提出した優先・補足全要望107項目の内、優先要望（16分野45項目）につき、分野横断的規制、業種別規制、環境・食品安全関連規制、及び在留邦人に関する規制の4つの視点から優先要望となる項目を厳選した結果、本優先要望リストは最終的に新規要望項目を含め12分野34項目となった。また、新たな追加要望については を付した。

日・EU規制改革対話全般

日本とEUは、米等と並び、グローバル経済において責任ある地位を占めており、両者はグローバル経済の安定と発展に大きな責任を有している。日本とEUは既に、バイラテラルな文脈のみならず、WTO、国連といったグローバルな枠組みにおいても協調して努力している。日・EU規制改革対話は、規制改革の観点から、日・EU間の貿易・投資関係の強化を目指す双方向の対話である。

本対話は、今回で、第9回目を迎えており、これまでも様々な改善がみられた。前回対EU要望を取り上げた本年1月のブラッセル会合からのEU側の規制改革の面での進展について言えば、企業合併の最の情報提供手続等の透明性向上、EUへのホタテの輸入解禁が実現した等の面で進展が見られた。

本対話は、2001年12月に日・EUの首脳間で合意された「日・EU協力のための行動計画」において重点事項とされていた。これまで本対話へのEU加盟国の関与が徐々に強まってきていることを我が国は歓迎しているが、これを機に、全てのEU加盟国の更に積極的な参加を期待している。

本対話は、政府当局間で双方の経済活性化やビジネス環境改善の観点から建設的な意見を述べあう枠組みである。なお、経済活動の実態から乖離しないようにする上で、実際に規制の対象となっている民間部門からのインプットが益々重要となっている。我々は、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)をはじめとするビジネス界や消費者も含む民間からのインプットを最大限に尊重していくことが重要であると考えている。

昨年度の対話では、本会合の他にそれぞれの開催地で様々な専門家会合が開催されただけでなく、幾つかの分野でテレビ会議による専門家会合が開催されるに至るなど、枠組みの合理化・強化の面でも進展が見られた。今後もより効率的で建設的な対話を維持し、発展させていくことが重要である。

日本政府からEU側に対する規制改革の要望事項は、実際の企業からの要望に基づいている。これらのうち、対EU貿易、投資の一層の促進のために特に優先的に検討して頂きたいポイントとして、冒頭に、以下の諸点を指摘しておきたい。

1. 会社組織

我が国にとって欧州は最大の投資先であるが、多くの日系進出企業から、欧州会社法の下での欧州会社について損益通算を認めること、及び欧州非公開会社にも欧州会社法の適用を認めることにつき要望が寄せられている。欧州域内の企業活動を一層円滑にするとの観点からも、こうした要望を実現して頂くことを希望する。

2. 雇用

欧州における雇用制度・慣行は、解雇、転勤、勤務時間、給与等の面で我が国進出企業にとって困難を生じる場合が多い。労働力の移動の自由度を確保することは、全てのビジネス活動の効率に関わる根本的な問題であり、域外からみた場合、切実な問題となっている。なお、こうした問題への取組みが成功すれば、欧州で活動する企業

のみならず欧州経済全体に裨益する。欧州側が、様々な角度から労働市場の硬直性の是正に取り組まれることを希望する。

3. 日・EU間の規制前協力

日・EU間では、経済面での協力が相当程度進み、規制改革対話においても極めて広範な分野の規制を取り上げてきている。こうした協力関係を一層進め、日欧間の良好な協力関係を一層堅固なものとしていくために、既に電気通信、自動車等の分野で行われてきているように、規制が成立する前の段階から意見交換を緊密に行っていきたい。

なお、本件については、本件対話で深くは取り上げないが、我が国からの対欧州進出企業からの要望として、欧州（EU）における税制の調和に向けた対話が更に進むことを求める声が多かったことについても言及しておきたい。

以上の他、以下に記した我が国政府のEUに対する規制改革要望リストに掲載されている項目は何れも日本を含む多くのEU域外ビジネス関係者等が現実に直面している問題であり、日本政府として、これらの課題にEU側が前向きに取り組まれることを求めたい。更に、我が方より具体的な改善策案を提示しているものについては、その検討も宜しくお願いしたい。

4. 滞在、労働許可制度の改善

日本人を含む域外ビジネスマンのEUにおける環境整備の第一歩は、家族も含め、安定的に将来予見性をもって、当該赴任地において新しい生活を始めることができるよう確保することである。EU加盟国において、労働許可、査証、滞在許可等の取得或いは更新手続に非常に日数を要するため、EU加盟国に進出している我が国企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障をきたしている。また、複数の加盟国において、事務担当者によって扱いが異なったり、発給基準が明確でないなど行政手続が不透明であったり、また、手続が煩雑であったりするケースも見られる。更には、滞在許可証の受領に時間を要し、赴任後の生活における各種手続に支障を来している。

こうした理由から、労働許可・滞在許可等の問題は、会社の経営者、従業員及びその家族にとって最大の関心事となっており、実際のところ、要望件数としては最も多い要望の一つとなっている。本分野では前向きな対応が見られることは評価している。発給までに要する時間、手続書類の複雑さ等、後述する事項について更なる改善を求めたい。

A．分野横断的規制

1．商法・競争

(1) EU域内の複数加盟国間での損益通算を認める指令の早期成立

ある加盟国内の居住法人の利益と他の加盟国にある支店・子会社によって生じた損失を相殺することができるように1990年に出された指令案につき、欧州委は2001年10月のコミュニケーション(IP/01/1468)において、当指令案を撤回し、損益通算等に向けた新方策に関する加盟国との協議を2002年に開始することを明らかにした。

EU内の支店・子会社と親会社との損益通算は、EU域内市場の強化の観点から重要視されていると承知しているが、EUで事業を行う我が国を含む第三国企業にとっても重要であり、欧州委員会と加盟国に対し、損益通算を早期に決めることを要望する。

(2) 欧州会社法の改善

多国籍企業がEU加盟国に子会社を作らなくとも域内の1カ国で欧州会社SE (Societas Europaea)の形態として会社を作ればEU中で業務を行うことを認める「欧州会社法」は2004年にも発効するものと承知している。長期間に亘る欧州委他関係者の努力は評価しているが、現状の内容では企業の組織再編に際し必ずしも直接役に立つわけではないとの意見が多数寄せられている。加盟国をまたぐ損益通算の採用と本規則・指令の非公開会社（在欧日系企業の大半を占める）への適用について、引き続き要望する。

(3) 欧州非公開会社

2001年9月、欧州委員会は、ハイレベル会社法専門家グループを立ち上げ、欧州非公開会社法（欧州有限会社法：European Private Company Law)の必要性を提起するなど、欧州会社法の改革の可能性についての協議（2002年4月）を行い、広く意見聴取してきている。

欧州非公開会社法は、欧州レベルの事業活動を行う中小企業だけでなく、株式公開を必要としないグループ内企業、ジョイントベンチャーにも有益と考えるところ、欧州会社法が施行される2004年10月までに、欧州非公開会社法も施行されることを要望する。欧州非公開会社の内容については以下の点に留意すべきことを要望する。

- 株主(社員)間に契約の自由に基づいた、シンプルで柔軟性のある制度とすべき。株主は、事業の組織および会社の運営に関し、最大限の自由を認められるべき。
- 自然人、法人による設立を認めるべき
- 一人株主による設立を認めるべき
- 設立にかかわる発起人、株主の国籍、居住国に制限をつけるべきではない
- 「欧州」レベルの証明としては、複数の加盟国における事業活動あるいは事業計画を持つことだけで十分であり、複数の加盟国に所在するパートナーの参加を要件とするべきでない。
- 合併あるいは、既存の加盟国法人の転換により欧州非公開会社を設立する場合、非公開会社及び非上場公開会社両方の参加を認めるべき。
- 欧州非公開会社の所在地としては、事業の機動性を高めるため、設立国主義を適

用すべき。

- 従業員の経営参加に関しては、欧州非公開会社のための特別な手続きを作らず、欧州非公開会社が事業を展開する各加盟国において、その国の非公開会社に適用される制度と同等の制度を適用すべき。
- 法人税課税基礎の統合が実現した場合、欧州会社、欧州非公開会社にまず適用すべき。
- 加盟国会計基準でなく、国際会計基準による決算を行うことを、欧州非公開会社に対しオプションとして認めるべき。

2. 雇用

【総論】

欧州における雇用制度・慣行は、一般的に、解雇、転勤、勤務時間、給与等に関して多くの点で我が国のものと比べて雇用者負担が大きく、我が国進出企業にとって困難を生じる場合や、進出する魅力を失いかねない旨の指摘が少なくない。2002年4月の回答によれば欧州の雇用制度・慣行が日本のものより厳しいとの当方の意見には賛同しかねるとのことであったが、実際に多くの我が国進出企業より雇用者側に厳しい制度である旨の指摘がある現状を踏まえ、引き続き現実に生じている問題が改善されることが望ましいと考える。

〔個別国における事項〕 スペインの雇用契約制度と解雇補償金

現在のスペインの法律では、雇用契約は、期限付雇用契約（生産状況に対応するためその原因となる事象が発生してから12か月内に最大6か月を期限とする。ただし労働協約の変更により18か月内に最大12か月に延長できる。期限付契約を繰り返しても直ちに違法にはならない。）と無期限雇用契約に大別できると理解している。

(1)このうち、期限付雇用契約については、実際上は原則6か月（最大12か月）という期限が存在しており、契約期間途中で企業が生産量の減量に対応するため人員削減を実施した場合は、途中解雇に対する高い解雇補償の問題が生じ、これが改善されない現状においては、企業は期限付き契約によって企業活動に応じて必要な期間の契約により労働者を採用することは困難である。

については、企業が必要な期間を自由に決定する期限付き契約が可能となるよう、制度改正を引き続き要望する。

(2)スペイン政府は安定的雇用の提供を目的として無期限雇用契約の促進を図っており、無期限雇用契約対象者を拡大するとともに、解雇補償金を低くする等の改革が進んでいると認識している。しかし、2002年4月のスペイン回答に言及のあった新制度による解雇補償金（33日×勤続年数）の適用範囲は限定されており、またこれが新規雇用契約のみにしか適用されず、従来の雇用契約を結んでいる従業員には適用されないため、高齢社員の解雇の際には高額の支払いを余儀なくされる等、多くの場合企業が高額な雇用補償金を支払う必要が生じている。

については、新制度により引き下げられた雇用補償金の適用対象者の拡大を要望し、あわせて解雇補償金の一層の引き下げを引き続き要望する。これらは、無期限雇用契約の促進にも不可欠と考える。

3. 貿易・関税

(1) アンチダンピング規則の適切な運用

これまでにEU側が、我が国産品に対して行った、アンチダンピング調査においては、例えば十分に証拠を有しないで職権調査を開始したテレビカメラ部品の件や、対象品目の定義を拡大しようとした個人用FAX中間見直し調査に見られるように、欧州委員会によるアンチダンピング規則の恣意的な運用が見られた。アンチダンピング措置は、WTOの基本原則である無差別原則や譲許税率を超える関税賦課の禁止の例外であり、保護主義的な目的で乱用すべきでない。今後のアンチダンピング調査の実施にあたって、公平性・客観性が確保されることを希望する。

また、最近ではテレビカメラシステムのアンチダンピング措置において、アンチダンピング課税の適用除外のテレビカメラシステムとして認定された製品に関し、除外認定告知前、又は除外申請前に輸入通関した分については、アンチダンピング税を徴収する取扱を行う事例が見られる。こうした取扱は輸入業者にとって、課税額またはその有無が予見し難く、事実、それが一部加盟国とのトラブルの原因ともなっていることから、今後のアンチダンピング課税の対象から除外すると認定された製品に対しては、その告示日等に拘わらず徴税しないという取扱とされることを希望する。

(2) デジタル・ビデオ・カメラ（カムコーダ）の関税分類変更及び遡及課税

EUの関税分類では、テレビ映像が録画可能なビデオ・カメラと不可能なビデオ・カメラを区別しており、ほぼ同種な製品でありながら、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率を設定している。

我が国電子機器メーカーがEU向けに製造・輸出しているデジタル・ビデオ・カメラのうち、EUの関税分類に従って、テレビ映像の録画機能(DV-IN)をソフトウェアで制御しているモデルについては、関税率4.9%に該当する製品として輸入申告してきた。

昨年7月6日、テレビ映像の録画が「潜在的に可能である」機能を持つモデルについても、関税率14%の関税分類に該当するビデオ・カメラであるということが、EU官報で明確化された。

これに伴い、我が国電子メーカーが製造するデジタル・ビデオ・カメラが、輸入通関時点においては、DV-INの機能がソフトウェアで制御されているにも拘わらず、関税率14%に該当するモデルと解釈される可能性が浮上し、実際に一部のEU加盟国では、我が国輸出メーカーに対し、これまでの輸入申告は誤りであるとして、関税未納分を3年間遡って徴収すると指摘してきている。

ITの普及に不可欠なデジタル製品の機能をソフトウェアで制御することは製造メーカーにとって当然の措置であり、また、各社とも製品の改造対策を行っている。よって、現在のビデオカメラの関税分類の解釈が我が国電子メーカーにとって不利益にならないよう、公正かつ一貫性のある解釈を要望するとともに、一部加盟国による関税の遡及徴収との主張を撤回することを要望する。

4 . 情報・知的財産

(1) 個人情報保護指令

EUは、十分な情報の保護規定がない国や地域向けには、EU加盟国からの個人情報を出さないことを義務づける「個人情報保護指令」を1998年10月に発効させるなど、政府主導による規制を実施している。

本件に関し、前回の我が方要望の中で、我が国の法令について個人情報保護に関する適切性の認定を含め、日・EU間において個人データの移転の自由が確保されることを要望したところ、本年4月の欧州委員会回答において、個人情報保護に関する適切性の認定については、日本における個人情報保護法の成立後に、欧州委員会が法の内容を審査した上で判断すること及び日本企業への標準契約条項の適用について更なる説明を行う用意があることについての言及がなされている。

在欧ビジネス協議会(JBCE)等による「標準契約条項」の代替案の作成といった産業界の取組は、我が国が適切性の認定を受けるまでの暫定手段として、予見可能性を含め、個人データの移転に関わる民間企業の業務を効率化する観点から有効なものである。

従って、我が国としては、協議会の代替案を標準契約条項のモデルとして認めること、若しくは、協議会の代替案を踏まえ、「標準契約条項」をビジネスの実体に合わせてより利用しやすいものに変更することを要望する。

(2) マドリッド協定議定書への加盟

EUのマドリッド協定議定書への早期加盟が実現することを要望する。

(3) 共同体特許制度の成立

共同体特許制度成立に向けてのEUの取り組みを歓迎すると共に、この制度が早期に実現されることを要望する。

B．業種別規制

5．法律サービス

【総論】

我が国は法律サービスに関し、これまで日・EU規制緩和対話におけるEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正や、司法制度改革推進本部の設置等、できる限りの措置を行ってきたところであるが、他方、我が方からの要望に対し、EU側では十分な改善がなされていないことは遺憾である。これは、我が国外弁法の下、外国弁護士が享受している地位に比較して、相互主義の観点から正当化しえない点であることを付記する。

については、EU各国の代表機関である欧州委の各加盟国に対するイニシアティブを期待し、EU加盟国において、我が国の弁護士が、より容易かつ広範囲に法律サービスを提供できるよう規制を緩和することを要望する。

(1) フランスにおける外国弁護士の母国の法律サービスに関する業務従事の許可

日本は、かねてからEUに対し、フランスが我が国の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事することが出来る制度を設けるべきことを要望しており、引き続き本件を要望する。

本年4月のフランス側回答によれば、外国弁護士制度の変更の可能性を検討中とのことであり、右検討状況についての情報を求めるとともに、開かれた制度となることを要望する。

(2) ドイツにおける外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容

本年4月のドイツ側回答において、ドイツはGATS交渉の枠外でバイの交渉を行うべきでないとの立場をとっているが、GATSにおけるEUの約束は、右を越えて各加盟国が自由化を進めることを妨げるものではないと理解している。

また、我が国は、本年3月、フランスからの要請を受けて、欧州委とフランスとの間でテレビ会議による専門家会合を開催しており、GATSの場のみならず日・EU規制改革対話の場においても、本件法律サービス分野について、EUとの協議に取り組んできていることを指摘したい。

第三国法を排除する合理的理由は明らかにされておらず、また、我が方の要望である外国弁護士が直接第三国法に関しても法律事務が行えるように規制を緩和するとの点では満足いく回答は得られていないので、引き続き改善を要望する。

6. 電気通信

(1) 新指令(テレコム・パッケージ)に関する手続の透明性

新指令により、EU加盟国は2003年7月までに国内法の必要な改正を行うこととされているが、一部の加盟国については、当該国内法の改正において意見募集の手続を行わない考えであるとの情報に接している。

指令の規定上、加盟国の裁量による規制が認められている事項(ユニバーサル・サービス指令第8条1、第13条等)もあること、及び、各加盟国における完全に調和の取れた法制化手続の透明性を確保するために、国内法の改正審議において、パブリック・コメントの募集により意見を提出する機会を確保するよう要望する。

(2) 相互接続

(a) アクセス指令第9条2において、相互接続約款(RO)には、「市場ニーズ」に従った(according to market needs)要素を含めることとされている。他方、ローカルループのアンバンドリング規則や本指令では、接続開始までに要する期間をROに記載すべきとの規定はない。我が国は、当該期間がROに記載されている場合、新規参入者にとっては遅くともいつまでに接続が実現されるかが明らかとなり、新規参入にあたってのビジネス・プランが立てやすくなることから、接続開始に要する期間は新規参入者にとってビジネス上の重要なニーズであり、当該期間を「市場ニーズに従った要素」としてROへの記載を義務付けるべきであると考えている。

については、本条項に関する欧州委員会の解釈として、接続申込から開始までの標準的期間が「市場ニーズ」に含まれることを確認し、加盟国が必要な措置をとることを確保するよう要望する。

なお、標準的な接続期間は、市場支配力(SMP)を有する事業者と新規事業者間での交渉力の差を考慮すれば、ROで規定すべき事項であって、事後的な紛争解決手続に委ねるべき純粋な商業上の事項ではない。

(b) アクセス指令第9条2において、事業者が無差別な相互接続の義務を課されている場合にはEU加盟国の規制庁は、当該事業者に対しROの公表を要求することができる(may require)とあるが、EU加盟国において、SMPを有する移動体通信事業者にROの公表を義務付けていない国があるか情報を得たく、ある場合には、透明性確保の観点から、当該加盟国において、移動体通信事業者についてもROの公表が義務付けられることを要望する。因みに、EUが約束しているWTO/GATS参照文書2.4によれば、移動体通信事業者を含め、主要なサービス提供者は、ROまたは接続協定を公に利用可能とすることとされている。

(3) 免許料

(a) 各EU加盟国は、認可指令第12条(行政課金)に基づき免許料の算定を行うこととなっており、また、独、仏等において改善の動きが見られる等、今後、各国間における免許料に大きな違いはなくなるものと考えられるが、アクセスの確保の観点から、欧州委員会が、現行の各加盟国別の免許料の情報を公開することを要望する。

(b) ドイツにおいては、本年9月に電気通信免許料令が施行されたと承知している

が、免許料制度改革全般にかかる基本的考え方や今後の見通しについて、また、フランスで行われている更なる透明性確保のための作業（ARTでの会計監査）の結果について、逐次情報の提供を要請する。

（４）自動車電話機能付き車載用AV機器の適合性評価手続きの簡素化

自動車電話機能付き車載用AV機器（カーナビゲーションを含む。）は、R&TTE指令(1999/5/EC)第3条（必須要求項目）において、低電圧指令(73/23/EEC)に含まれる安全基準及びEMC指令(89/336/EEC)に含まれる保護基準の双方を満たすよう要求されている。

右規定のうち、自動車電話機能付き車載用AV機器に関する安全基準は、R&TTE指令第3条1項（a）で引用される低電圧指令に基づくEN60950規格を満たすことが求められているが、右規格の適用には以下の点で問題があると考えている。

第一に、本来低電圧指令においては、対象となる機器の電圧制限（ ）が規定されており、自動車電話機能付き車載用AV機器の電圧（12V又は24V）は右電圧制限の範囲外であるが、R&TTE指令第3条1（a）において“低電圧指令電圧制限の適用を除く”と規定されていることから、当該機器も対象となっているものである。

第二に、R&TTE指令第3条1項（a）で引用される低電圧指令の安全基準である“EN60950”規格は、一般家庭や事務用の機器を含む情報技術機器（例：コピー機、データ処理装置、パーソナルコンピュータ及び電話機等）を対象とするものであり、AV機器は対象には含まれていない。

上記理由により、EN60950規格を車載用携帯電話付きAV機器の規格としてそのまま適用することは、現実にそぐわないものとなっており、多くの試験項目が課されることにより多くの労力やコストを払わなければならない。ついては、R&TTE指令で要求する低電圧指令用の整合規格について、自動車電話機能付き車載用AV機器の整合規格を策定し当該リストをEU官報に掲載、若しくは、同機器の安全要求に関する一定のガイドラインを策定することを要望する。

50ボルト以上1,000ボルト以下の交流電流及び75ボルト以上1,500ボルト以下の直流電流

7. 金融サービス

【総論】

E U域内のある加盟国で認められた活動、商品、ライセンス等に関して、他のE U加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がない、若しくは報告のみで許可を要しない制度を導入することは、域外国から見て魅力ある単一市場の観点から有効であると思われるので、引き続き右制度の導入を要望する。また、監督当局に対する届出書類等について、各E U加盟国において、日本人を含む外国人への配慮として複数言語で記述されたフォームを準備することは、欧州域内のビジネス環境を整備する上で即効性のある処方箋と思われるので、早急な対応を求める。また、国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の効率の観点から改善の余地があると思われるので、届け出内容、様式の調和を要望する。現在行われている金融サービス市場統合に向けた努力の進展に期待する。短期的に解決できる問題ではないが、継続的な努力が望まれる。

【個別国における事項】

(イ) 仏においては本店所在地がE U域内であるか否かによって以下のような取り扱いの相違が見られるので域内外の銀行を同様に扱うよう要望する。

- (a) 域外銀行は支店開設の申請と許可が必要（域内銀行は事前報告のみ）
- (b) 域外銀行の支店は擬制資本が必要（域内他国銀行の支店は不要）
- (c) 域外銀行の支店は預金保険機構加入が必要（域内他国銀行の支店は不要）等

また、外銀支店でも保険料負担・救済スキームとも仏銀と同様に制度に組み込まれ、貸出残高による保険料分担の対象となる。これは我が国を含め他国には見られない規制であり、引き続き改善を要望する。

前回の仏回答は、我が国とは監督制度・法制度が異なるため邦銀が差別的取り扱いを受けるとしても致し方ないという趣旨と解されるが、各取り扱いごとの根拠、理由は不明であるため再度要望する。

8 . 自動車

(1) 歩行者保護に関する国際基準調和に向けた日・EU間の協力

歩行者保護基準は、自動車の基本車体構造に影響を及ぼす基準であるため、国際調和の必要性が極めて高い。ついては、国際研究調和プロジェクト（I H R A）の検討結果を反映した、グローバル協定(the 1998 Global Agreement)に基づく世界的技術規則(Global Technica Regulations)が、UN / E C E / W P 2 9（欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム）において早急に策定されるよう、引き続きEUの積極的な協力を要望する。

(2) 運転視界に関する国際基準調和に向けた日・EU間の協力

我が国は、我が国の運転視界に関する基準案について、2001年6月に開催された第124回UN / E C E / W P 2 9において、基準案の基礎となった研究結果についての情報提供を行っているほか、2001年5月以降、UN / E C E / W P 2 9の専門家会合において、基準案の内容に関し情報提供及び提案を行ってきた。また、本年10月に開催された専門家会合において、我が国は、EU側優先要望にある最新の情報提供についてはもちろんのこと、運転視界に係る国内基準案をベースにEC指令との調和を図ったECE規則第46号の改正提案及び新規規則の策定提案を提出しており、本分野の国際基準調和活動を積極的に行ってきたところである。

我が国としては、国内基準案をベースにEC指令との調和を図ったECE規則第46号の改正提案及び新規規則の策定提案に基づき、UN / E C E / W P 2 9の場でEC指令との国際調和について議論すべきとの立場で準備を進めてきたが、本年10月に開催された専門家会合では、EU諸国の主張により、EUから提出された、改正中のEC指令と同じ内容のECE規則第46号の改正提案及び新規規則の提案の審議が優先されることとなったため、日本提案を踏まえた審議については後回しとなった。

我が国は、EUが、基準の国際調和を目的とするワールドフォーラムにおいてふさわしい行動をとること、具体的には、ECE規則をEC指令に整合させることを優先せず、日本が行う規則改正提案についての審議に関し積極的な協力を行うことを要請する。

C . 環境・食品関連規制

9 . 環境

【総論】

環境問題に先進的に取り組んでいるEUの姿勢を評価しており、特にリサイクル問題については我が国も同様の問題意識を共有している。しかし、こうした規制が企業にとり過度に負担となり、健全な経済活動を阻害する、或いは貿易障壁となることのないよう、規制の実施可能性等を含め、我が国業界の意見が反映されるよう十分な情報提供が行われるよう要望する。

(1) 廃電池指令

ニカド電池については、代替研究が進められているところであるが、その中で、代替できない領域が明らかになってきている。特に、瞬間的大電流が必要となる分野や長期にわたる微小電流が必要となる分野においては、代替しうる電池が存在しない。そのため引き続きニカド電池が右指令の規制対象から除外されることを引き続き要望する。

(2) 「廃電気・電子機器指令案(WEEE)」及び「特定有害物質使用禁止指令案(ROHS)」、「廃自動車指令(ELV)」

(a) WEEE案及びROHS案については、欧州議会内での検討が進み、採択に向け作業が行われていると承知しているが、我が国業界も高い関心を有していることから、今後とも指令成立後の域内各国の法整備課程において我が国に十分な情報提供が引き続き行われることを要望する。

(b) ROHS、ELVを含む電気製品への有害物資の使用に関する欧州規制において、有害物質の分析方法及び含有量の現実的な基準設定を希望する。(ROHS第4条の適用除外について定める「附属書」に規定されている項目以外の用途に用いる場合についても、閾値を設けるべき。「含有量ゼロ」という基準設定は科学的に証明が不可能である。)また、閾値の設定に当たっては、含有量の評価、測定に要するコストが製品自体の価格に反映されることを踏まえて、製品の安全性と経済性のバランスを考慮すべきである。

(3) 「欧州化学政策戦略白書」におけるREACH (Registration, Evaluation and Authorisation of Chemicals) システム

【注) 関連法令：67/548/EEC、76/769/EEC、88/379/EEC、Regulation793/93】

2001年2月に欧州委員会が採択・発表した同白書(White Paper)は、現在具体的法案のドラフト作成作業が進められていると承知している。同白書ではリスク評価の主体を産業界(下流のユーザーを含む)に移行させることや、極めて有害性が高いと懸念される物質について認可制を導入することなどを提案しており、EU市場を対象とする我が国の化学製造業者、輸入業者のみならず、川下の使用事業者にも大きな影響を及ぼす可能性がある。具体的な指令案等の内容が明らかになった時点で詳細な

意見を申し上げたいが、明らかになった内容に則して、予め主要な項目に関する当方からの意見を述べれば以下のとおり。

(a) 化学品の登録(registration)にあたる要望：低曝露用途のものなど既存化学物質に対する試験要件の軽減、公平なコスト負担の保証、秘密情報の守秘、登録期限の弾力化

(b) POPsやCMRなど懸念物質にかかる用途限定(authorisation)措置の合理的な運用を要望(例えば、用途限定の決定は、リスクに基づくべきと考える。また、リオ第15原則に基づく国際的な合意により認められた範囲を超えて、EU白書で言うところの予防原則(precautionary principle)を過度に適用すべきではない。)

(c) 成型品(articles)については、REACHシステムの適用を免除すべき。

(d) 低リスク品へのREACHシステム適用免除規定を明確化すべき。

D．在留邦人に関する規制

10．運転免許

(1) 運転免許に関するEC指令

EU加盟国は、1991年に採択された運転免許指令(91/439/EEC)に基づき関係国内法の整備・改正を実施し、この結果、我が国免許証を保有する者が加盟国免許証に切り替える際、引き替えに我が国免許証の加盟国当局への提出措置がとられるようになった。

提出した免許証の取り扱いは国毎に異なり、廃棄ないしは一時保管されることが多いが、この措置のため在留邦人が一時帰国した際に運転ができず不都合が生じている。また、任期を終えて帰国する我が国国民が、EU加盟国発行の免許証を返却する場合でも、廃棄ないし紛失したとして我が国免許証が返却されない例も見受けられる。

ついては、我が国は、免許証切り替え時の我が国免許証の即時返却を引き続き要望する。かかる要望が西、フィンランド、仏、英、ルクセンブルグ、葡、アイルランド、デンマーク、イタリアの在留邦人から提出されている。

(イ) 域外国の免許証を加盟国免許証に切り替える際に提出された域外国免許証の取扱について、EUレベルでのルールは存在しておらず、各加盟国の権限であるにもかかわらず、欧州委員会より加盟国に対し、加盟国免許証に関する指令上の規定と類似の手続をとることを勧める旨の見解が伝えられていると承知している。欧州委員会が右見解の位置づけについて、何ら法的拘束力のないものであることを明確にすることを要請する。

(ロ) 独においては、免許証切り替え時の我が国免許証の即時返却が既実現されていることにも鑑み、他のEU加盟国においても同様の措置がとられることを要望する。

(注) 独においては、2001年9月、我が国の免許証保有者が、仕事上の理由で定期的に日本に帰国しなければならない事実を根拠とともに報告すれば、独の運転免許証への切り替えの際に、日本の運転免許証を提出することなく引き続き保持できる旨決定され、実施に移されており、在留邦人からも右改善を評価する声が多く寄せられている。

(ハ)、仮に、加盟国が我が国免許証の即時返却を直ちに実施することが困難と判断する場合には、暫定的措置として、在留邦人が一時帰国等の理由により我が国免許証を一時的に必要とする事態に応じるため、我が国免許証とEU加盟国免許証の間の簡易交換制度(所持しているEU加盟国免許証を提出する代わりに我が国免許証を即時に一時返却する)を導入することを要望する。

(ニ) 本年4月のスペイン回答において、日本とスペインの間に免許証の相互承認取極があるとの記述があるが、本件取極は免許証切替の際に相互に試験を免除することを規定したものであり、我が国におけるスペイン免許での運転を可能とするものではない。

(ホ) 本年4月のベルギー回答において、休暇帰国の際は国際免許証を使用可能との記述があるが、補足要望で取り上げている通り、ベルギー発行の国際免許証により我が国で運転することは出来ない。

(ヘ) 本年4月のEU回答において、仏、デンマーク、ポルトガル、ギリシャよりは回答が得られていないところ、これら4カ国政府の見解を承知したい。

(2) イタリアにおける我が国運転免許証の切り替え

イタリアは国内法を改正して以来、我が国の運転免許証から伊免許証への切り替えを従来通り続けていくためには、新たに二国間取極を締結する必要があると当初主張していたが、その後の交渉の中で国際約束を構成しない口上書にて処理することで一致した。しかし、2001年7月、我が方との間で合意が得られないまま、イタリア政府は我が国免許証との切り替え措置を停止した。

現在、日本国政府と、イタリア政府との間で早期に国際約束を構成しない口上書を交換すべく交渉が行われており、右口上書の交換が早期に実施されることを希望する。

11. 滞在・労働許可

【総論】

EUの加盟国において、滞在許可や労働許可等の取得或いは更新手続に非常に日数を要するため、EU加盟国に進出している我が国企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障をきたしている。また、複数の加盟国において、事務担当者によって扱いが異なったり、発給基準が明確でないなど行政手続が不透明であったり、また、手続が煩雑であったりするケースが散見される(イタリア、スペイン、ギリシャ、ベルギー、フランス、フィンランド、ポルトガル、ルクセンブルグ、オランダ、アイルランド、独)。よって、手続期間の短縮、手続の簡素化、許可証の有効期限の延長を要望する。

また、EUにおいてはシェンゲン協定の実施のための新たな指令案を検討中であるところ、同指令案の規程ぶりは我が国からの渡欧者との関係で滞在・移動に関し、多大な影響を及ぼす可能性があり、緊密な情報交換を要望する。

(1) 就労を目的とする第3国国民の入居・居住要件に関する指令

(a) 欧州委員会は2001年7月に「就労を目的とする第3国国民の入居・居住要件に関する指令案」を提出した。右指令案は、労働・滞在許可手続の簡素化及びEUレベルでの調和を目的としており、我が方はEU域内で就労しようとする我が国国民が負担する事務の軽減につながることを期待する。

(b) 指令案では許可申請の処理期限は一般労働許可の場合は180日間、企業内転勤を含む特別の場合は45日間となっている。本年4月のEU側回答によれば、処理期限は最長期間であるとのことだが、180日間という期間は、現在多くの加盟国で実際に要している期間よりも長く、手続の簡素化の観点から、より短い期間を設定することを要望する。

(c) 指令案の「善行証明」及び「技能証明」の具体的内容について、指令案上での明確化を要望する。

(d) 我が国企業の従業員の転勤の際には「企業内転勤者」に該当するものとして許可の申請をすることが予想されるが、申請の際の混乱を避けるため、誰が「企業内転勤者」に該当するかについて基準の一層の明確化を要望する。

(2) 第三国国民の域内自由移動に関する指令案

第三国国民の域内自由移動に関し、2001年7月、欧州委員会が第三国国民の域内自由移動に関する指令案を提案したところ、本指令案がそのまま実施される場合には、これまで我が国と欧州各国との査免協定に基づいて行われてきた欧州への我が国国民の渡航に多大な影響を与えとの観点から、我が国は本指令案の慎重な検討を要望してきた。現在、EUにおいては、右欧州委案に替わって、2000年2月に提出されたポルトガル案に基づいて議論が行われていると承知しており、以下の通り要望する。

(イ) これまでも我が国が要望してきた通り、指令案の審議に当たっては、シェンゲン協定発効前に有効であった査証免除措置については今後とも遵守されるような内容

とするよう要望する。

(ロ) 我が国としては、ポルトガル案が、基本的に、査証免除の第三国については査証が必要とされる第三国よりも有利な取扱とするとの考え方に基づいている点を評価する。右考え方に基づき、期間延長の手續については極力簡単なものとするよう要請する。

(ハ) いずれにしても、我が国は、本件に関するEU内での議論の行方に多大な関心を有しており、今後とも緊密な情報提供・意見交換を希望する。

(3) イタリアにおける滞在・労働査証取得等の改善

(イ) 労働許可証に関し、役員クラスが対象となる独立事業者枠(アウトノモ)及び管理職が対象となる従属事業者枠(スポルディナート)とも枠数が少なく、新規の労働許可証取得が極めて困難であり、また、毎年枠の発表がずれこむため、駐在員の交代に支障が出ている。我が方は労働許可証の増枠と早期の枠確定を要望する。なお、2002年については、10月にようやく2000名の追加枠(アウトノモ)及び500名の特別枠(スポルディナート)を設定する政令に署名が行われたところであり、今後迅速に労働許可証が発給されることを要望する。

(ロ) 従属事業者枠の暫定措置として発行された2年間の期間限定労働許可証については、延長・更新が認められないが故に、新規に申請・取得せざるを得ず、かつイタリアでの就労・滞在のために新たな入国査証が必要とされることから、一時帰国を余儀なくされ、事業活動に障害が出ている。期間限定労働許可証が発給されたのは53人で、これは従属事業者枠を受けた人の25%にあたるためその影響は大きく、労働許可証の更新は域内での実施状況から見て、多くの場合、国内で手続可能と承知しており、我が方は早急に有効期限の延長及び伊国内での更新を可能とすることを要望する。

(ハ) 滞在許可証取得につき、依然取得までに平均3ヶ月と長期間かかることが多いため、短期化を要望する。また、ミラノ及びトリノにおいて日本人等に対して滞在許可申請の専用窓口が開設されたことを評価する。引き続き、邦人の多い他の地域についても早急に同様の措置が取られることを要望する。

(ニ) 労働査証申請場所や申請担当者によって、必要であるといわれる書類が異なる。これは規則を含み運用等に変更があっても、末端の窓口まで徹底されていないためと見られる。必要書類の明確化(説明書類の発行等)および担当者に対する指導の徹底を引き続き要望する。

(ホ) 駐在員と一括ではなく単独で申請する配偶者の場合は、申請する書類が多く、徴求に時間がかかることから多大な負担となっている。引き続き改善を要望する。

(ヘ) 自動車購入のために住民登録が必要とされており、住民登録の前提となる滞在許可証取得に時間を要するところ、2001年8月のイタリア側回答には本件について回答がなく、住民登録を不要とする等の改善を引き続き要望する。

(ト) イタリアでは出生地が重んじられ、査証等の取得時、その都度戸籍謄本のイタリア語訳を提出する必要があり、手續の簡素化を要望する。日本ではパスポート取得

時に戸籍謄本を徴求し、本人であることを確認の上パスポートを発給していることをふまえ、パスポートに記載されている本籍をもって伊政府が出生地を確認すれば必要十分である。2001年8月のイタリア側回答には本件について回答がなく、イタリア側の見解を求める。

(チ) 本年4月のEU回答においては、我が国よりの要望に対し、イタリアより何ら回答は得られておらず、イタリアより回答が得られることを要望する。

(4) スペインにおける労働査証取得等の改善

(イ) 本年4月のスペイン側回答によれば、滞在査証の申請に際しては申請者の母国「又は」過去5年間に居住した国(々)の犯罪歴に関する情報を提出しなければならない、とのことであるが、実際には母国「及び」過去5年間に居住した全ての国の双方の無犯罪証明書を求められることがある。母国又は過去5年間に居住した国(々)のいずれかの無犯罪証明書を提出すれば良いことについて、周知徹底することを求める。また、我が国が労働査証申請にあたり居住国の無犯罪証明書を求めている事実にも鑑み、申請者の負担を軽減する観点から、母国又は現居住国(過去5年間に居住した全ての国ではなく)が発行する証明書で足りる扱いを求める。

(ロ) 労働査証発行に係る手続は以前に比し全般的に迅速化が進んでおり、スペイン当局の努力を評価する。他方、半年以上要しているケースも依然として見られ、査証取得までにどの程度の期間を要するのかについて事前に予測することが困難である。ついては、企業活動の円滑化の観点から、手続の一層の迅速化とともに、標準的な処理期間を設定することを要望する。

(ハ) 入国後の居住許可証の取得に半年以上かかるケースが見られ、住民登録後半年以内に必要とされる運転免許証の切替が出来ない等の問題が生じているところ、居住許可証の迅速な発給を要望する。

(ニ) 労働許可を申請する際に、追加的に書類の提出を求められるケースが見られるところ、必要書類等手続の明確化を要望する。

(5) フランスの商業手帳

(イ) 非EU加盟国の国民がフランスの会社の取締役役に就任する時には、商業手帳の取得が必要とされているが、申請に必要な書類が多く、必要書類の簡素化を要望する。

(ロ) 商業手帳の取得には通常3~4ヶ月かかるが、7ヶ月かかった事例も報告されている。また、滞在許可の期限が1年であり、滞在許可の更新に際して商業手帳の更新が必要となるため、毎年商業手帳を更新する必要がある。2002年4月のフランス回答によれば、滞在労働許可及び暫定労働許可を伴う滞在許可については、受領証により滞在・労働が可能とのことであるが、商業手帳については正式な受領まで代表者としての業務を行うことができず、業務に支障を来している。ついては、商業手帳の更新手続きの簡素化や商業手帳の期限を数年間とすることにより、事態を改善することを要望する。

また、滞在許可を更新する際には更新済みの商業手帳の提示を求められ、商業手帳を更新する際には更新済みの滞在許可の提示を求められる場合があるところ、手続の明確化を求める。

(6) フランスの滞在・労働許可等

フランス側による家族呼び寄せの手続きの改善及び長期滞在許可、就労査証の発給手続の改善を評価するが、労働許可申請から取得まで最低2ヶ月、滞在許可証の更新手続に1ヶ月を要するというように、手続に要する日数が長く日本人駐在員の円滑な移動・配置転換に支障をきたす場合があり、また緊急事態に対応不可能となっている。家族の呼び寄せについても、現行手続では少なくとも半年は要していると承知しており、また、滞在許可証を入手するまでの間社会保障に加盟できない等の問題がある。我が国は、引き続き手続の短縮及び簡素化を要望する。また、滞在許可証の有効期限の現在の1年から2年への延長を引き続き要望する。

(7) ベルギーにおける労働許可等

(a) 労働許可及びプロフェッショナルカードの発給については迅速化が図られているようだが、依然として長期間かかっている例も見られ、申請後5ヶ月以上かかっているケースも報告されている。引き続き手続期間の短縮を希望する。

(b) 若年層を中心に最長滞在期間を4年までに制限する労働許可が出され、IT技術など専門性を持つ若年層を配置するのに障害となっていることから、我が国は右制限の改善を要望してきた。現在審議中の改正法案において右期間が8年まで延長されることとなっており、右改善を評価するとともに、法案改正が迅速に行われることを要望する。

(8) ギリシャにおける労働許可

本年5月の修正入国管理法の施行により、労働許可取得手続の簡素化・迅速化が実現することを期待する。また、2001年6月の新入国管理法制定の際には、末端の窓口まで運用が徹底されずに混乱が見られたが、かかる事態が起きないように要請する。

(9) フィンランドにおける労働許可証

2000年11月の日・フィンランド貿易経済協議において、フィンランド側より在京フィンランド大が発給可能な労働許可証の有効期間は1年間であり、フィンランドに赴任1年後に所管の地方警察署にて労働許可証を更新する際は、滞在予定期間に合わせて数年間有効の許可証取得が可能との回答を得ているが、2001年12月の日・フィンランド貿易経済協議及び本年4月のフィンランド回答においては、更新時においても原則として期間は1年との回答を得ており、多くのケースでは有効期限1年のものしか発行されない。また、更新審査期間については改善が見られるものの、依然として時間を要しているケースもある。申請者が海外出張を行う際、申請者のパ

スポーツを当局に預けているため、必要の都度当局から引き上げなければならず、大きな負担となっていることから、我が方は滞在期間に応じた有効期間の労働許可証を迅速に発給することを要望する。

(1 0) ルクセンブルグにおける労働許可等

(a) 労働許可取得に時間がかかっており、特に現地採用邦人の労働許可取得に非常に時間がかかっている。また、近年必要書類が頻繁に変更されておりその延長手続きの煩雑さは依然解消されていない。2001年8月及び本年4月のEU側回答にはルクセンブルグからの回答はなく、取得手続きの簡素化や期間の短縮等制度の改善を引き続き要望する。

(b) 住民登録に時間がかかっており、自動車等の購入に支障が出ていることから、発給期間の短縮を求める。

12. 社会保障

【総論】域内の社会保障制度の調整

EUでは社会保障の調整に関する71年規則の改正及び、同規則の我が国を含む第3国国民への適用拡大を審議していると承知している。EU域内で人が移動した場合、当該人についての社会保障の適用や課税標準が移動前の国と移動後の国とで異なる扱いをされるということと、手続きが複雑となりコストもかかることから、これらの審議が進展し、域内での労働移動促進につながることを期待する。

(1) 社会保障費の二重払い解消に向けた情報交換

日本と社会保障協定を締結していない欧州諸国においては、各国の基準に従い日本人駐在員が社会保障費の支払いを義務付けられるが、同一人が日本国内でも社会保障費の支払い対象とされ二重に支払う状態となっているため、企業にとって負担を強いられ、投資の妨げとなっているとの指摘は依然数多い。この問題については、既に独・英とは社会保障協定を締結し、仏とは交渉中、ベルギーとは情報意見交換会を実施しており、また他のEU諸国を含むいくつかの国からも協定締結交渉開始の申し入れを受けているところである。我が国としても、今後、我が国との人的交流の状況等に照らし、優先度の高い国から、順次協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく用意がある。

税制

以下の事項については、他の日本政府の要望とは異なり、我が国民間企業より指摘のあった事項を紹介するものである。

(1) 合併・資産の移転・株式交換等に適用する1990年合併指令

EU内の合併・資産の移転・株式交換等に適用する1990年合併指令は、EU内で組織再編を行う場合、評価替えを繰り延べする税制措置を規定しているが、対象となる「適格な組織再編」の範囲を限定しており利用しにくい。特に多くの日系企業が欧州で行っている現地法人の支店化等のグループ内の再編の際に、日系企業のニーズに基づく組織再編を行いにくくしている。

また同指令の実施に関連して、EU内で統一的な扱いがされないことから、欧州内でグループの再編を意図している企業は関係する加盟各国における取り扱いの違いを考慮しなければならず、作業的、コスト的に重荷であり、組織簡素化の妨げとなっている。具体的には、加盟国によっては、資産と交換に受け取った株式を何年か持ち続けることを求めており、資産をすべて株式と交換し、空の会社になった場合にも、株式を持ち続けるために会社を維持する必要がある。会社の維持費がかかるだけでなく、欧州本店からの配当の一部を空の子会社経由で配当する必要があるため、配当に対する源泉税が余計にかかる可能性がある。加盟国が規定している持株の義務付けが企業再編の実質的な障害とならないようにして欲しい。

(2) 移転価格税制の運用の調和

移転価格税制について、各国税務当局の運用はOECDルールに沿ったものであると理解しているが、企業側には移転価格税制を遵守するための作業が繁雑でコストがかかるという認識がある。事前裁定制度の導入も徐々に進んでいるが、加盟国によって条件等が異なっており、国別の対応を余儀なくされている。

2001年10月に発表された税制に関するコミュニケーションでは、移転価格税制に対する遵守コストが高いことを認識、そのため、加盟国、企業代表を含むフォーラムを2002年に設置するとしている。このフォーラムを通じ、移転価格税制に対する遵守コストを実質的に削減する政策が早期に生み出されることを要望する。

(3) 付加価値税制度の調和

付加価値税について、各国税務当局ごとに手続及びその運用が大きく異なっており、EU全体を統一市場として認識し活動する際の妨げになっている。ついては、還付手続の期間短縮等VATシステム全体の簡素化、現行ルールにより統一的な運用について、欧州委の一層のイニシアチブを期待する。

(4) コミュニケーション「税制による障害のない域内市場に向けて」

2001年10月に発表された当コミュニケーションは、法人税制の統合に関するビジョンを示したものであり、これを歓迎するとともに、当コミュニケーションにおいて取り上げられた問題に真に取り組む政策の実施を、欧州委員会と加盟国に対し求める。

(5) 国境を越えたグッドウィル移転の際の課税

欧州における事業再編において、グッドウィル（営業権）が国境を越えて移転すると課税が発生する可能性がある。欧州委では上記コミュニケーションのアネックスで、グッドウィル移転への課税が合併指令による課税繰延の対象とならないことを問題として認識している。欧州委及び加盟国に対し、事業再編に伴いグッドウィルが国境を越えて移転した場合の課税を、課税権を元の加盟国に残した形で、合併指令の課税繰延の対象とする制度改正を迅速に実現することを要望する。

(6) 欧州全体で事業活動を行う企業のための法人税課税基礎の統合

上記コミュニケーションにおいて、欧州委は、単一市場におけるクロスボーダーの経済活動に対する税制上の障害の大多数を体系的に解消するためには、多国籍企業のEU全体にわたる事業活動のための法人税課税基礎統一を行う必要がある。すなわち、将来一つのルールに従って利益を計算し、法人税申告目的の連結決算を行う（グループ内取引が税に影響を及ぼす可能性を除去する）ことを可能にすべきであるとしている。

本政策の早期実現を求めるとともに、2004年から導入される欧州会社法に基づく企業、今後実現すると期待される、欧州非公開会社法に基づく企業に対し、先行して適用することを要望する。